

本県の主権者教育

教育庁

「18歳選挙権」の背景

- 少子高齢社会の進行、若者の低投票率
➡ 有権者に占める若年層比率の低下
➡ 若い世代に現在・未来の政治に関与してほしい
- 世界的潮流（18歳以上は90%以上）

主権者教育に係る国の対応

- 生徒向け「副教材」、教師用「指導資料」の作成（総務省・文部科学省）
➡ 全ての高等学校等に配付
- 文部科学省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成27年10月29日）

本県の主な対応

- 1 教員対象研修会の開催（副教材等の解説、公職選挙法の留意点等）
- 2 各学校での「主権者教育全体計画」策定及び計画に基づく生徒への指導
- 3 県教育センターにおける模擬選挙を取り入れた授業づくり研修
- 4 県選挙管理委員会との連携強化（模擬選挙の実施）

主権者教育を推進するに当たっての課題

①主権者教育の基盤作り

- 1 より実践的な教育活動の実施
 - アクティブ・ラーニング型の授業
 - 模擬選挙等
 - ➡ 主体的な選択・判断、他者との協働
- 2 系統的・計画的な指導体制の確立
 - 年間指導計画の作成（各校独自）
 - ➡ 学校全体で主権者教育を行う
- 3 選挙権を適切に行使するための教育
 - 選挙、公職選挙法等の知識

②生徒の選挙運動・政治的活動への対応

- 校内...授業中・生徒会活動・部活動中は禁止
- 放課後・休日は制限又は禁止
- 校外...家庭の理解の下、生徒が判断し行う ➡ 家庭との連携
- ※ 違法なもの、暴力的なものは制限又は禁止
- ※ 18歳未満は選挙運動禁止

③学校における政治的中立性の確保

- 現実の政治的事象を取り扱う
➡ 様々な見解を提示することの重要性

育成すべき4つの力

- ① 論理的思考力
- ② 多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③ 協働的に追究し解決する力
- ④ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲・態度

主権者教育の目指すもの

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力、地域の課題解決に主体的に参画する態度を身に付けさせる。

～学校教育と連携した常時啓発事業～

「未来の福島県知事選挙・模擬参議院通常選挙・模擬福島県知事選挙」について

福島県選挙管理委員会事務局

1 事業実施経緯

総務省に設置された「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告（H23.12月）で主権者教育の重要性が示されたことや、東日本大震災の発生を機に、震災等からの復興・再生には、本県の将来を担うべき次世代が地域の現状・課題に関心をもち、自らの意見を持つことが大切であるとの認識から、平成24年度から県教育委員会等と連携して当事業を実施することとなった。

2 事業目的及び概要

(1) 目的

県内の高校生に対し、「選挙に関する模擬体験の機会」を設けることにより、政治的・社会的な諸問題に対して自ら考え、判断できる有意な人材の育成に資することを目的とする。

(2) 事業の概要

① 「未来の福島県知事選挙」（平成24年度～）

大学生が架空の候補者となり、福島県の復興を選挙争点とした模擬投票も含む選挙体験を授業として実施。

なお、本事業は文部科学省・総務省が作成し、全国のすべての高校生に配布した主権者教育のための副教材「私たちが拓く日本の未来」に実践例として掲載されている。

② 「模擬参議院議員通常選挙（平成25年度～）」及び「模擬福島県知事選挙（平成26年度～）」

「参議院議員通常選挙」及び「福島県知事選挙」の選挙期間中に、実際の候補者名（政党名）による模擬投票を実施。

3 事業実績等

事業内容	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
	未来の福島県知事選挙	1 実施学校数 239 対象生徒数	3 661	4 571	17 2,868	23 5,014
模擬参議院議員通常選挙(H25、28)、 模擬福島県知事選挙(H26)	1 実施学校数 239 対象生徒数	4 883	7 1,034	17 2,868	29 5,891	58 10,915

※ 満18歳以上に選挙権年齢を引き下げた公職選挙法の改正（H27.6.19公布）に伴い平成27年度から実施希望校が増加。

※ 平成28年度は、今後の実施予定を含む。（5月23日現在）